

## マドレ基金設置規程

### (設置)

第1条 特定非営利活動法人マドレボニータは、マドレ基金(以下「基金」という。)を設ける。

### (目的)

第2条 基金は、広く社会から寄付を受け入れることにより、多胎児の母、ひとり親等、より子育てに向き合うエネルギーを必要とする環境にある母に対して無料または低料金で適切な産後ケアプログラムを提供するとともに、広く一般市民に対して産後ケアの重要性を啓蒙することを目的とする。

### (使途)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

- (1) 多胎児の母、ひとり親、障がいをもつ児の母、早産児・低体重出生児の母、十代で出産した母、東日本大震災で被災した母に対する産後のボディケア&フィットネス教室事業
- (2) 産後ケアの重要性に関する啓蒙活動
- (3) その他基金の目的達成に必要な事業

### (使途の変更等)

第4条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て寄付金の使途を変更することができる。

- (1) 寄付金の目的が達せられ、その残額を他の使途に使用しようとする場合
- (2) 使途の変更につき、適正かつ合理的な理由がある場合
- (3) 寄付金の使途の変更につき寄付者の同意が得られた場合

### (事務)

第5条 基金に関する事務は、事務局において処理する。

### (報告)

第6条 基金に対する寄付金額、事業の実施状況については、年度毎にウェブサイトへの記載その他の方法により報告するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決により行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年6月9日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、マドレ基金として受け入れている寄付金については、この規程により受け入れたものとみなす。